

委託業務仕様書

この仕様書は、教習の概要を示すものであり、詳細事項については、委託者と受託者が協議して実施するものとする。

- 1 委託業務名
第一種大型自動車免許及び第一種中型自動車免許取得教習業務
- 2 教習受講者数
第一種大型自動車免許 6名
第一種中型自動車免許 8名
- 3 教習日、時間
教習日及び教習時間については、委託期間内で教習受講者と協議して決定する。
- 4 教習区分
第一種大型自動車免許教習
所有免許：普通自動車免許(AT) 1名
所有免許：普通自動車免許(MT) 5名
第一種中型自動車免許教習
所有免許：準中型5t限定(MT) 1名
所有免許：普通自動車免許(MT) 7名
- 5 委託内容
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条（教習の時間及び方法）及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）に基づく大型自動車免許及び中型自動車免許取得に係る教習の実施及び卒業証明書の交付をするもの。
- 6 委託期間
契約の日から令和9年3月31日までの間
- 7 事故防止
技能教習の実施にあたっては、事故防止に留意すること。
- 8 完了報告
委託契約書第6条の規定による完了報告は、「委託業務完了報告書（任意様式）」によること。
- 9 暴力団排除措置について
受託者は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。
- 10 その他
 - (1) 教習は、道路交通法その他関係法令に従って実施すること。
 - (2) 次に掲げる経費は、教習受講者の負担とする。
 - ア 技能講習において補習を受けるための経費
 - イ 修了または卒業検定に合格しなかったため補習を受けて検定を再受検する場合の当該補習を受けるための経費
 - ウ 再検定の料金
 - エ 運転免許試験受検手数料
 - オ 運転免許証交付手数料